

## 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等について

### 1. 概要

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援する「重点支援地方交付金」を追加する旨が盛り込まれ、11月29日に関連補正予算が成立しました。

今回、この交付金を活用した事業を実施するための予算について、令和5年度一般会計補正予算（第7号）に計上するものです。

なお、本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、従来の重点支援地方交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」といいます。）として、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としないこととされました。

### 2. 交付金について

交付金は、重点支援地方交付金と同様にエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業を対象としており、次の二つに区分されています。

#### (1) 低所得世帯支援枠

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業です。

#### (2) 推奨事業メニュー

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業で、効果的と考えられる推奨事業メニューを国が提示しています。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

※上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると思われるものについても、交付金の活用が可能です。

3. 低所得世帯支援枠の財源を活用し、実施する事業について（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（仮称）給付事業）

(1) 概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯（令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金として、1世帯当たり7万円を給付します。

(2) 内容

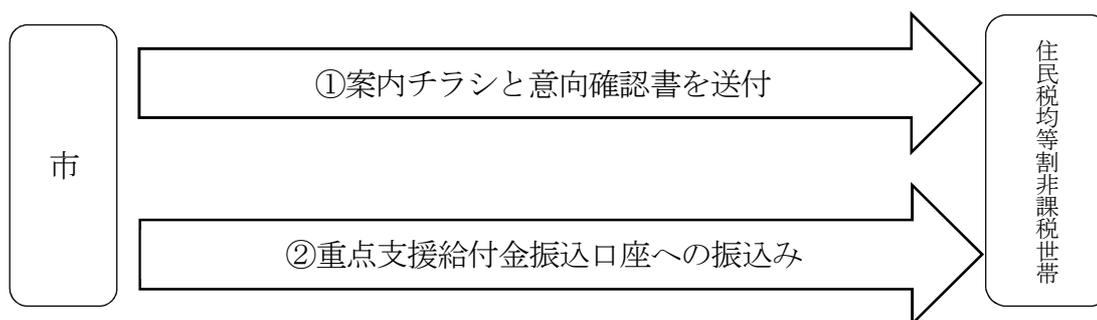
ア. 給付額 1世帯当たり7万円

イ. 対象者 国が指定する基準日（令和5年12月1日を目安）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。）

ウ. 対象世帯数 約8,400世帯（重点支援給付金確認書送付世帯：8,326世帯）

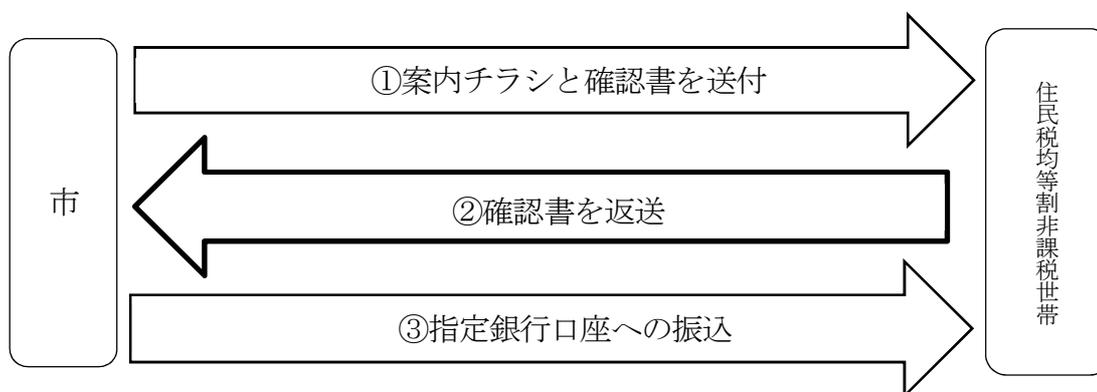
エ. 給付方法

(ア) 重点支援給付金（3万円）を受給し、世帯構成に変更が無い場合



※振込口座の変更の意向があった場合には、意向確認書の返送を受け、指定の金融機関口座へ振り込みます。

(イ) 重点支援給付金（3万円）を未受給の世帯



※未受給世帯、令和5年6月1日から基準日までの間に転入した非課税世帯及び世帯構成の変更により新たに非課税となった世帯を想定しています。

(3) 予算及び財源

5億9,555万5千円(国庫補助金10/10)

(事業費:5億8,800万円、事務費:755万5千円)

(4) 給付スケジュール

令和6年1月中旬から 意向確認書又は確認書を対象世帯に送付  
下旬から 給付金((2)エ(ア))の支給開始  
2月上旬から 給付金((2)エ(イ))の支給開始  
29日まで 確認書受付期限

4. 推奨事業メニューの財源を活用し、実施する事業について

(1) 本市への配分額

1億5,800万2千円

(2) 実施する事業

資料②の事業を実施します。なお、本市の令和5年度一般会計補正予算(第3号)に計上し、実施している事業の執行残額(1,239万3千円)を活用する事業についても、併せてこの補正予算に計上します。

5. その他、物価高騰に対する生活者支援について(三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金給付事業(追加対策分))

(1) 概要

物価高騰の影響が長期化し、依然として非常に厳しい経済情勢の中で、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯)に、三重県独自の支援として低所得のひとり親世帯への生活応援給付金をプッシュ型(申請不要)により支給します。

(2) 内容

ア. 給付額 児童一人当たり2万円

イ. 対象者 令和5年11月分の児童扶養手当の支給を受けている者

ウ. 対象世帯数 児童扶養手当受給 650世帯 児童数1,000人

エ. 給付方法 支給対象者の児童扶養手当受給口座に申請不要で振込み

(3) 実施主体と経費負担

本市が実施主体となり、給付金及び事務費は、全て三重県の負担となります。

(4) 予算及び財源

2,240万8千円(県補助金10/10)

(事業費:2,000万円、事務費:240万8千円)

(5) 給付スケジュール

令和6年1月19日 給付対象者への案内

2月 2日 受給拒否の届出書の締切り  
16日 給付金の支給日